

富里市国民健康保険税条例の一部改正について

1 条例改正の理由

「平成26年度税制改正の大綱」（平成25年12月24日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行された。

これにより、市国民健康保険税条例にも改正を加える必要が生じたため。

2 改正の内容

国民健康保険税の後期高齢者支援金分に係る課税限度額を「14万円」から「16万円」に、介護保険分に係る課税限度額を「12万円」から「14万円」に改める。

	課 税 限 度 額	
	改 正 前	改 正 後
医 療 分	51万円	51万円
後期高齢者支援金分	<u>14万円</u>	<u>16万円</u>
介 護 保 険 分	<u>12万円</u>	<u>14万円</u>
計	<u>77万円</u>	<u>81万円</u>

* 医療分については変更なし

3 対象世帯数 （平成26年9月30日現在）

	一方のみ該当する世帯数		両方に該当する世帯数		合計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
後期高齢者 支 援 金 分	117	96	136	93	262 (2.7%)	197 (2%)
介護保険分	9	8				

* 国保世帯数 9,678世帯

医療分限度額該当世帯数 297世帯

	改正前（77万円）	改正後（81万円）
賦課限度額該当世帯数	136世帯 （国保世帯のうち1.4%）	93世帯 （国保世帯のうち1%）

4 改正による影響額（平成26年9月30日調定基準）

	改正前	改正後	増額
後期高齢者支援金分	281,833,400円	286,148,696円	4,315,296円
介護保険分	143,554,960円	145,992,743円	2,437,783円
計	425,388,360円	432,141,439円	6,753,079円